

Ⅲ 特定医療法人、特別医療法人、出資額限度法人をどう捉えているか

1 特定医療法人

1) 特定医療法人移行の意思の有無 (表 15)

区 分	法 人 数					構 成 割 合 (%)				
	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体
移行の意思がある	1	2	1	22	26	5.6	3.4	5.9	23.9	14.0
移行の意思はあるが、 困難である	1	4	9	29	43	5.6	6.8	52.9	31.5	23.1
移行の意思はない	3	0	3	20	26	16.7	0	17.6	21.7	14.0
何ともいえない	3	0	3	20	26	16.7	0	17.6	21.7	14.0
すでに特定医療法人 になっている	10	50	0	0	60	55.6	84.7	0	0	32.3
無 回 答	0	3	1	1	5	0	5.1	5.9	1.1	2.7
合 計	18	59	17	92	186	100	100	100	100	100

2) 「移行の意思がある」理由 (複数回答) (表 16)

区 分	法 人 数					構 成 割 合 (%)				
	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体
医療法人の非営利性 を向上させたい	2	1	1	8	12	10	1.6	4.2	6.5	5.3
医療法人の永続性を 図りたい	1	2	4	29	36	5	3.3	16.7	23.6	15.8
相続税負担を 軽減させたい	0	0	3	17	20	0	0	12.5	13.8	8.8
法人税の軽減税率を 適用したい	1	1	4	16	22	5	1.6	16.7	13.0	9.6
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
無回答	16	57	12	53	138	80	93.4	50	43.1	60.5
合 計	20	61	24	123	228	100	100	100	100	100

3) 「移行の意思はあるが、困難」な理由 (複数回答)

(表 17)

区 分	法 人 数					構 成 割 合 (%)				
	財 団	持 分の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分の あ る 社 団	全 体	財 団	持 分の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分の あ る 社 団	全 体
持分の放棄が 困難である	0	0	5	21	26	0	0	20.8	18.4	12.1
社会保険診療80%超 の要件を満たせない	1	1	2	3	7	5.6	1.7	8.3	2.6	3.3
差額ベッド規制を クリアできない	0	0	2	6	8	0	0	8.3	5.3	3.7
年収の上限規制を クリアできない	0	0	0	10	10	0	0	0	8.8	4.7
特別利益の供与禁止 をクリアできない	0	0	2	4	6	0	0	8.3	3.5	2.8
報告制度の 負担が大きい	0	2	3	10	15	0	3.4	12.5	8.8	7.0
その他	17	1	2	4	24	94.4	1.7	8.3	3.5	11.2
無回答	0	55	8	56	119	0	93.2	33.3	49.1	55.3
合 計	18	59	24	114	215	100	100	100	100	100

4) 「移行の意思はない」理由 (複数回答)

(表 18)

区 分	法 人 数					構 成 割 合 (%)				
	財 団	持 分の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分の あ る 社 団	全 体	財 団	持 分の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分の あ る 社 団	全 体
持分を放棄したくない	0	0	2	8	10	0	0	9.5	7.5	4.9
現在の出資役員の 経営権を確保したい	0	0	3	14	17	0	0	14.3	13.2	8.3
社会保険診療報酬以外 の収入を増加させたい	0	0	0	2	2	0	0	0	1.9	1.0
差額ベッド割合を 増やしたい	0	0	0	1	1	0	0	0	0.9	0.5
優れた医師を高給で 招く必要がある	0	0	1	7	8	0	0	4.8	6.6	3.9
報告制度の事務負担 を避けたい	2	0	1	3	6	11.1	0	4.8	2.8	2.9
その他	2	0	0	6	8	11.1	0	0	5.7	3.9
無回答	14	59	14	65	152	77.8	100	66.7	61.3	74.5
合 計	18	59	21	106	204	100	100	100	100	100

2 特別医療法人

1) 特別医療法人移行の意思の有無

(表 19)

区 分	法 人 数					構 成 割 合 (%)				
	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体
移行の意思がある	2	16	1	15	34	11.1	27.1	5.9	15.1	17.6
移行の意思はあるが、 困難である	0	1	7	29	37	0	1.7	41.2	29.3	19.2
移行の意思はない	5	19	6	28	58	27.8	32.2	35.3	28.3	30.1
何ともいえない	9	14	2	26	51	50	23.7	11.8	26.3	26.4
すでに特別医療法人 になっている	1	6	0	0	7	5.6	10.2	0	0	3.6
無回答	1	3	1	1	6	5.6	5.1	5.9	1.0	3.1
合 計	18	59	17	99	193	100	100	100	100	100

2) 「移行の意思がある」理由 (複数回答)

(表 20)

区 分	法 人 数					構 成 割 合 (%)				
	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体
医療法人の非営利性 を向上させたい	1	4	1	8	14	5.6	6.2	4.8	7.3	6.5
医療法人の永続性を 図りたい	0	5	3	19	27	0	7.7	14.3	17.3	12.6
相続税負担を 軽減させたい	0	0	3	10	13	0	0	14.3	9.1	6.1
収益業務を行いたい	0	10	0	7	17	0	15.4	0	6.4	7.9
その他	0	2	0	0	2	0	3.1	0	0	0.9
無回答	17	44	14	66	141	94.4	67.7	66.7	60	65.9
合 計	18	65	21	110	214	100	100	100	100	100

3) 「移行の意思はあるが、困難」な理由 (複数回答)

(表 21)

区 分	法 人 数					構 成 割 合 (%)				
	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体
持分の放棄が 困難である	0	0	6	10	16	0	0	31.6	10	8.2
社会保険診療 80%超の要件を 満たせない	0	1	0	2	3	0	1.7	0	2	1.5
医療施設の要件を 満たせない	0	0	2	5	7	0	0	10.5	5	3.6
年収の上限規制をク リアできない	0	0	0	7	7	0	0	0	7	3.6
特別利益の供与禁止 をクリアできない	0	0	1	4	5	0	0	5.3	4	2.6
その他	0	0	1	4	5	0	0	5.3	4	2.6
無回答	18	58	9	68	153	100	98.3	47.4	68	78.1
合 計	18	59	19	100	196	100	100	100	100	100

4) 「移行の意思はない」理由 (複数回答)

(表 22)

区 分	法 人 数					構 成 割 合 (%)				
	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体
持分を放棄したくな い	0	0	2	7	9	0	0	9.5	6.7	4.4
現在の出資役員の経 営権を確保したい	0	0	3	13	16	0	0	14.3	12.4	7.8
社会保険診療報酬 以外の収入を 増加させたい	0	0	1	1	2	0	0	4.8	1.0	1.0
優れた医師を高給で 招く必要がある	0	1	1	5	7	0	1.6	4.8	4.8	3.4
法人税の軽減税率のよ うなメリットがない	2	10	2	13	27	11.1	16.4	9.5	12.4	13.2
その他	3	10	1	6	20	16.7	16.4	4.8	5.7	9.8
無回答	13	40	11	60	124	72.2	65.6	52.4	57.1	60.5
合 計	18	61	21	105	205	100	100	100	100	100

3 出資額限度法人

1) 出資額限度法人移行の意思の有無

(表 23)

区 分	法 人 数					構 成 割 合 (%)				
	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体
移行の意思がある	0	0	1	33	34	0	0	5.9	37.5	18.7
移行の意思はあるが、 困難である	0	0	0	17	17	0	0	0	19.3	9.3
移行の意思はない	4	13	0	12	29	22.2	22.0	0	13.6	15.9
何ともいえない	2	0	0	23	25	11.1	0	0	26.1	13.7
医療法人財団、特定・ 特別医療法人である	11	40	0	0	51	61.1	67.8	0	0	28.0
すでに出資額限度 法人になっている	0	0	16	0	16	0	0	94.1	0	8.8
無回答	1	6	0	3	10	5.6	10.2	0	3.4	5.5
合 計	18	59	17	88	182	100	100	100	100	100

2) 「移行の意思がある」理由 (複数回答)

(表 24)

区 分	法 人 数					構 成 割 合 (%)				
	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体
医療法人の非営利性 を向上させたい	0	0	1	11	12	0	0	5.6	9.8	5.8
医療法人の永続性を 図りたい	0	0	2	34	36	0	0	11.1	30.4	17.4
相続税負担を 軽減させたい	0	0	0	16	16	0	0	0	14.3	7.7
その他	0	0	0	1	1	0	0	0	0.9	0.5
無回答	18	59	15	50	142	100	100	83.3	44.6	68.6
合 計	18	59	18	112	207	100	100	100	100	100

3) 「移行の意思はあるが、困難」な理由 (複数回答)

(表 25)

区 分	法 人 数					構 成 割 合 (%)				
	財 団	持 分 の 有 る 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の 有 る 社 団	全 体	財 団	持 分 の 有 る 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の 有 る 社 団	全 体
出資払込額を 超える持分の 放棄が困難である	0	0	0	8	8	0	0	0	7.0	3.8
同族出資比率要件を 満たせない	0	0	0	13	13	0	0	0	11.3	6.2
同族社員比率要件を 満たせない	0	0	0	11	11	0	0	0	9.6	5.3
同族役員比率要件を 満たせない	0	0	0	9	9	0	0	0	7.8	4.3
特別の利益供与禁止 をクリアできない	0	0	0	4	4	0	0	0	3.5	1.9
その他	0	0	0	1	1	0	0	0	0.9	0.5
無回答	18	59	17	69	163	100	100	100	60	78.0
合 計	18	59	17	115	209	100	100	100	100	100

4) 「移行の意思はない」理由 (複数回答)

(表 26)

区 分	法 人 数					構 成 割 合 (%)				
	財 団	持 分 の 有 る 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の 有 る 社 団	全 体	財 団	持 分 の 有 る 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の 有 る 社 団	全 体
持分を維持 し続けたい	0	0	0	3	3	0	0	0	3.3	1.6
現在の出資役員の経 営権を確保したい	1	0	0	9	10	5.6	0	0	9.9	5.4
その他	3	12	0	5	20	16.7	20.3	0	5.5	10.8
無回答	14	47	17	74	152	77.8	79.7	100	81.3	82.2
合 計	18	59	17	91	185	100	100	100	100	100

IV 医療法人の業務範囲はいかにあるべきか

1 現在実施している附帯業務（全体） (表 27)

種 類	法人数	種 類	法人数
医療関係者の養成または再教育	33	ホームヘルパー養成研修事業	20
医学または歯学に関する研究所の設置	8	難病患者等居宅生活支援事業(ホームヘルプ、短期入所事業)	16
疾病予防のために温泉を利用させる施設の設置	4	乳幼児健康支援一時預かり事業	7
薬局	8	介護予防・地域支え合い事業のうち高齢者等の生活支援事業(訪問理美容サービス事業を除く)、介護予防・生きがい活動支援事業、在宅介護支援事業	75
施術所	0	児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業、児童短期入所事業	2
衛生検査所	2	老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、痴呆対応型老人共同生活援助事業、老人デイサービスセンター・老人短期入所施設・老人介護支援センター経営事業	73
訪問看護ステーション	97	身体障害者居宅介護等事業、身体障害者デイサービス事業、身体障害者短期入所事業	14
介護福祉士養成施設	2	知的障害者居宅介護等事業、知的障害者短期入所事業、知的障害者地域生活援助事業、知的障害者の更生相談に応ずる事業	4
ケアハウス	7	精神障害者社会復帰施設経営事業、精神障害者居宅生活支援事業	20
なし	2	無回答	39

(注) 複数回答

2 特別医療法人の実施している収益業務

【回答】 有 7(3.8%)
無 175(96.2%)

【収益業務の種類】

- 配食サービス (1件)
- グループホーム、居宅支援事業所 (1件)
- 駐車場 (2件)
- 院外調理センターを立ち上げたばかり (1件)
- 温泉利用健康増進事業 (1件)
- 医療・福祉器具の販売及びレンタル (1件)

3 1以外に認めるべき附帯業務にはどのようなものがあるか

(表 28)

種 類	具 体 例
農業 (6)	○医療の手段としての農作業、園芸の場の確保 ○将来「高齢者施設でのリハビリとして」と一部食料自給のため
林業 (1)	
漁業 (0)	
製造業 (1)	
情報通信業 (7)	○ネット医療 ○医療情報、医療相談 ○患者、地域住民への情報サービス
運輸業 (11)	○患者送迎・搬送 ○介護タクシー等送迎 ○筋力トレーニング事業受講者の送迎 ○交通不便地区の交通手段援助
卸売・小売業 (14)	○売店 ○院外にも通用する売店機能 ○物品販売 ○医療関連商品の販売 ○医療器具等 ○介護養護品、健康器具等 ○販売 ○院外薬局 ○健康食品事業
不動産業 (14)	○駐車場経営 ○駐車場賃貸 ○建物、土地の賃貸業(医療、福祉) ○高齢者専用賃貸業 ○土地の賃貸および介護付マンションの賃貸 ○老人マンション等幹旋 ○老人アパート等 ○高齢者のアパート(バリアフリー住宅の提供) ○遊休施設の活用
飲食店、宿泊業 (17)	○院内レストラン ○医療食レストラン ○喫茶 ○薬膳レストラン等 ○高齢者専用ホテル ○外来患者、付添者等の食堂、宿泊ホテル ○在宅配食 ○研修生宿泊施設
病院、診療所、介護老人保健施設や上記附帯業務以外の医療、福祉 (64)	○社会福祉法人の行う業務 ○第一種社会福祉事業 ○第三種特定施設 ○グループホーム ○グループホーム等に類似のマンション等 ○有料老人ホーム等 ○介護付有料老人ホーム ○ケアハウス ○柔軟に対応できる宅老所的施設 ○高齢化社会を迎えるに当たり手ごろな値段で入居できる老人福祉施設の運営 ○緩和ケア施設 ○精神障害者や老人のための居住施設 ○通所リハ ○ヘルパーステーション ○精神障害者デイサービス事業 ○精神疾患(軽度うつ舎)の社会復帰支援事業等 ○介護予防事業 ○保育所業務(福利厚生施設) ○健康増進事業 ○看護学校を主軸とする医療関係学校の経営 ○介護予防リハビリセンター ○処方箋薬局

教育、学習支援業 (19)	<input type="checkbox"/> 専門学校 <input type="checkbox"/> 人材育成事業 <input type="checkbox"/> 健康教育 <input type="checkbox"/> 医療相談、医学情報提供 <input type="checkbox"/> 奨学資金貸与	<input type="checkbox"/> 理美容業 <input type="checkbox"/> 温泉浴場 <input type="checkbox"/> 食事の宅配業 <input type="checkbox"/> 訪問介護ステーション
複合サービス業 (13)	<input type="checkbox"/> 給食サービス <input type="checkbox"/> 健康増進施設	<input type="checkbox"/> その他 (4) <input type="checkbox"/> 人材派遣 (医療、福祉) <input type="checkbox"/> パワーリハビリテーション <input type="checkbox"/> コンサルタント
サービス業 (17)	<input type="checkbox"/> フィットネスクラブ <input type="checkbox"/> 旅行 (医師、看護師添乗) <input type="checkbox"/> 配食サービス <input type="checkbox"/> 高齢者配食サービス	<input type="checkbox"/> なし (3) <input type="checkbox"/> 無回答 (91)

(注) 複数回答。種類欄のカッコ内の数字は法人数。

4 附帯業務のあり方に関する意見

【回答】

有 31(17.0%)
無 151(83.0%)

(意見)

- 附帯業務は医療・福祉分野に限るべき (10件)
- 規制緩和または自由化すべき (4件)
- 患者や家族への快適な医療提供に資する業務 (2件)
- 保健・医療・福祉に関係するすべての業務 (2件)
- 健康増進事業及びそのための人材育成事業 (2件)

- 法人全体の利用者の利便・満足度を向上させる業務 (1件)
- 経営ノウハウの生かせる業務 (1件)
- シナジー効果のある業務 (1件)
- 現状では遊休資産の利用方法がゼロ。せめて駐車場経営くらいは認めるべき (1件)
- 施設内完結型のサービス業務 (1件)
- あまり好ましくない (1件)